

茨木市災害用設備整備補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市地域防災計画及び茨木市と締結した茨木市災害医療センターにおける救護活動等に関する協定に基づき、茨木市災害医療センターに指定された医療機関の施設等整備に対し、市が補助金を交付することにより、災害発生時の当該医療機関における医療救護活動等の実施に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2 補助の対象となる事業者は、茨木市災害医療センターに指定された医療機関とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、業務継続計画に基づき災害発生後72時間以上の業務継続を可能とするために、補助対象事業者が行う次に掲げる設備の新設又は更新・増設事業とする。

(1) 停電時に自家発電を可能とする災害用発電機装置

(2) 給水の維持を可能とする給水設備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 工事費（設計費を含む。）

(2) 備品購入費

(補助金額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該事業に係る寄附金額、国、他の地方公共団体等からの補助金額その他の当該事業に係る収入額を控除した額又は234,960,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、指定された期日までに事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る経費がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする事業者は、茨木市災害用設備整備補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 経費所要額調(様式第3号)
- (2) 工事設計図
- (3) 工事仕様書及び工事費内訳書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助を決定し、申請者に対し茨木市災害用設備整備補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助対象事業終了後、茨木市災害用設備整備補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書(様式第6号)
- (2) 工事に係る契約書の写し
- (3) 補助対象事業完了後の構造概要及び平面図、現場写真
- (4) 補助対象設備整備にあたり必要な官公署への届出の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市災害用設備整備補助金確定通知書(様式第7号)により報告書を提出した事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金確定通知書を受けた事業者は、茨木市災害用設備整備補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書

類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分制限等)

第16 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な使用に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金交付の条件)

第17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 前項の規定により市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受ける事業者あるいは受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一

部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) 補助金の交付を受けた日（次項において「交付日」という。）の翌日から起算して10年を経過する日までの間において、茨木市と結んだ茨木市災害医療センターにおける救護活動等に関する協定書を解消したとき。
- (6) 事業者の行う契約行為が、入札等の適切な方法によらないとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項第5号に該当するときのうち、当該承認の取消しが交付日の翌日から起算して5年を経過する日までに行われたときは、交付した補助金の全額を返還させるものとする。

（市長の指示）

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和4年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

事業計画書

1 施設名等

(1)	所在地	
(2)	名称	
(3)	代表者	

2 災害用設備整備について

整備する設備について（ 新設 更新 増設 ）

・業務継続計画に基づき災害発生後72時間以上の業務継続を可能とするために必要な設備について現状と比較して記入してください。

3 工事等の日程について

4 必要経費について

※補助対象事業に係る経費がわかる書類を添付すること

（申請先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市災害用設備整備補助金交付申請書

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 経費所要額調（様式第3号）
- (2) 工事設計図
- (3) 工事仕様書及び工事費内訳書
- (4) 収支予算書
- (5) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

経費所要額調

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (予定) (A)	寄附金 その他の収入額 (予定) (B)	対象経費の 実支出額 (予定) A-B (C)	基準額 (D)	選定額 (C)と(D)で少ない方 (E)	交付申請額 (E 千円未満切り捨て) (F)	備考
	円単位	円単位	円単位	円単位	円単位	千円単位	
				234,960,000			

記入上の注意

- 1 (E)「選定額」欄には、(C)「対象経費の実支出額(予定)」欄と(D)「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 (F)「交付申請額」欄の算出にあたっては1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

補助事業者 所在地
名 称
代表者

茨木市災害用設備整備補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市災害用設備整備補助金は、次の条件を
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

（報告先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市災害用設備整備補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 経費所要額精算書（様式第6号）
 - (2) 工事に係る契約書の写し
 - (3) 補助対象事業完了後の構造概要及び平面図、現場写真
 - (4) 整備にあたり必要な官公署への届出の写し
 - (6) その他資料

担 当 部 課

担当者 氏名

電 話 番 号

様式第6号（第9関係）

経費所要額精算書

【 医療機関名 】

事業名	総事業費 (A)	寄附金 その他の取入額 (B)	対象経費の 実支出額 A - B (C)	交付額 (C 千円未満切り捨て) (D)	交付決定額 (E)	補助金精算額 (D)と(E)で少ない方	備考
	円単位	円単位	円単位	千円単位			

記入上の注意

- (D) 「交付額」欄の算出にあたっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第7号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

茨木市災害用設備整備補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市災害用設備整備補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者

印

茨木市災害用設備整備補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市災害用設備
整備補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円